

色麻町事業継続支援金概要

1. 対象事業者 次のすべてに該当すること

- ① 令和3年1月以前から、町内に事業所を有し事業を営む中小企業者(法人・個人)で、引き続き町内で事業を継続する意思があること。
- ② 色麻町新型コロナウイルス感染症拡大防止時短営業協力金の交付を受けていないこと。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から6月までの間に、ひと月の主たる事業の売上が前々年(令和元年)同月と比べて20%以上減少した月があること。
※ 前々年同月の売上と比較できない場合は、前々年又は前年の算出可能な月数分の売上を平均した金額と比較する。

④日本標準産業分類に掲げる大分類のうち次に該当する事業を営んでいること。

C	鉱業、採石業、砂利採取業	H	運輸業、郵便業	M	宿泊業、飲食サービス業
D	建設業	I	卸売業、小売業	N	生活関連サービス業、娯楽業
E	製造業	J	金融業、保険業	O	教育、学習支援業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	K	不動産業、物品賃貸業	P	医療、福祉
G	情報通信業	L	学術研究、専門・技術サービス業	R	サービス業(他に分類されないもの)

※ A 農業・林業、B 漁業、Q 複合サービス事業、S 公務、宗教法人は対象外となります。

⑤色麻町暴力団排除条例に規定する暴力団員に該当する者がいないこと。

⑥政治及び宗教上の団体等でないこと。

2. 支援金額 1事業者につき20万円

3. 申請期間 令和3年9月1日から令和3年10月29日まで

4. 申請に必要な書類

① 申請書兼請求書

② 誓約書

③ 令和元年の売上の状況が確認できる書類(確定申告書等)

※ 令和元年の売上がわからない方、令和2年から事業を始めた方の場合、令和2年の売上状況が確認できる書類を添付してください。

※ 町外在住の事業者で町外で納税を行っている場合は、令和元年の売上台帳等の売上状況が確認できる書類と町内で事業を行っていることが証明できる書類(営業許可書等をご持参ください)。

④ 令和3年の売上減少対象月の売上の状況が確認できる書類(売上台帳等)

⑤ (個人事業主の場合)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の写し)

⑥ 振込先口座の通帳の表紙及び表紙裏面の写し

⑦ 事業継続支援金チェックリスト

※ 申請書類に不備があった場合は、修正をお願いする場合がありますので、申請書を記入したときに使用した判子と同じものを必ずご持参ください。

※ 各種提出書類については、別紙の「色麻町事業継続支援金交付申請に必要な書類」を参照してください。

5. 申請方法 産業振興課へ提出(郵送可)

※申請書類は、産業振興課又は加美商工会に取りに来ていただくか、町ホームページよりダウンロード願います。

〒981-4122

宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地 41 番地

色麻町産業振興課 商工観光係

電話番号 0229-65-2128